

保管場所使用権限疎明書面（自認書）

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

行政書士専用

A

保管場所の位置	
使用者	〒 () 住所 () 局 番
	氏名
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
<p>証明申請・届出に係る保管場所である 土地・建物 は、私の 所有・管理 物件であることに間違いありませんので、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。自己使用の場合は自認書とする。 なお、当証明書持参の特定行政書士 高松 大 に補正及び職印による訂正を承認する。</p> <p>令和 年 月 日 所有者・管理者 〒 () 住所 氏名 ㊟</p>	

B

A欄	所有者	氏名：	住所：
	共有者	氏名：	住所：

備考

1. 保管場所使用権限疎明書面（自認書）・保管場所使用承諾証明書については、本書の目的に当てはまる表題の前の口の中に☑を付ける。
2. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所の届出の場合は届出に○を付ける。
3. **土地・建物**については、どちらか当てはまる方に○を付ける。両方当てはまる場合は両方に○を付ける。
4. **所有者・管理者**については、どちらか当てはまる方に○を付ける。所有者又は共有者が別冊にいるときはA欄に記入する。
5. 本書を保管場所使用権限疎明書面（自認書）として使用する場合は、点Aと点Bを直線で結び、「使用者」「使用期間」欄を削除する。
6. 虚偽の書類を作成したときは、20万円以下の罰金が科せられるので確認の上、記入すること。

行政書士欄

川崎市高津区久末1883-8
海事代理士・行政書士 高松海事法務事務所
行政書士登録第09090460号
特定行政書士 高松 大 職印